

今回は、成年後見制度と認知症についてです。

さて皆さんは「成年後見」という制度をご存知でしょうか。成年後見の申し立て件数は年々増えてきていますが、まだまだ認知数が低いのが現状です。

成年後見制度とは認知症や知的障害などで判断力が不十分な方のために家庭裁判所が援助者を選び本人を保護する制度です。

弊事務所で最も多いご相談の一つに

- ・ 認知症になった親の預金を下ろせない
- ・ 認知症の親の不動産を売却したい

といった、認知症に関連したお問い合わせを多く頂きます。

本人の財産を運用、処分をする決定は本人が示す必要がありますが、認知症になられた本人には、その決定するための意思能力が不十分な場合が多くあります。

本人が意思能力を示すことが難しい場合には、成年後見制度を利用し、本人の代わりに成年後見人が日常生活に関わる契約を締結することになります。

ご家族の方からすれば、「これまで自由に家族の金銭管理ができていたのに後見制度なんて面倒だ」と思うかもしれませんが、成年後見制度は本人の財産を守る制度でもあります。

例) 認知症の父が悪質商法にかかり不要な金融商品の取引契約をしてしまった・・・。

このような場合でも成年後見制度を利用していれば、成年後見人によって本契約を取り消すことが可能です。